○内閣府令第二十三号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令（平成十五年政令第五百五十号）第五条第三項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

情報公開・個人情報保護審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

情報公開・個人情報保護審査会事務局組織規則（平成十七年内閣府令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号及び第三条中「又は利用停止決定等に係る不服申立て」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求」に改める。

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十四号

保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第四項第二号ニの規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　不妊治療を要する身体の状態

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の五の二第一号中「第百二十三条第一項第三十号」の下に「、第十項及び第十一項」を加え、「及び第六節」を「並びに第六節」に、「同号及び同節」を「第百二十三条第十項及び第十一項、第百二十五条の七第二項第二号並びに第六節」に改める。

第六十二条第二号ト中「第六十七条第二号」の下に「並びに第百二十三条第七項及び第十一項」を加える。

第百二十三条第一項第二十一号の四の次に次の二号を加える。

二十一の五　非清算店頭デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。第十一項第一号ハ(1)において同じ。）若しくは外国金融商品取引清算機関が当該店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担するもの又は令第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するもの以外のものをいう。以下この号及び次号、第九項並びに第十一項において同じ。）に係る変動証拠金（非清算店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方に貸付又は預託（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金をいう。以下この号及び次号、第八項並びに第九項において同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ　非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額及び相手方から預託等がされている変動証拠金の時価（変動証拠金が第八項に規定する資産をもって充てられる場合には、第九項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下イにおいて同じ。）の合計額又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額を毎日算出すること。

ロ　イの規定により算出される額に基づき金融庁長官が定める方法により算出した額が、変動証拠金の預託等又は返還を求めることを要しない額として当事者があらかじめ定めた額（次号ロに規定する当初証拠金の預託等を求めることを要しない額として当事者があらかじめ定めた額と合計して七千万円以下の額に限る。）を上回るときは、直ちに、当該相手方に対して当該算出した額に相当する変動証拠金の預託等を求め、又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の返還を求めること。

ハ　ロの規定により変動証拠金の預託等又は返還を求めた後、遅滞なく、当該変動証拠金（当該変動証拠金の額と当該変動証拠金に相当する額として当該相手方が算出した額に差異がある場合にあっては、当事者があらかじめ約した方法により算出した額に相当する変動証拠金）の預託等又は返還を受けること。

ニ　非清算店頭デリバティブ取引の相手方がイからハまでに掲げる行為又はこれらに類する行為（ホの規定に基づき当該行為が行われる場合を含む。）に基づき行う変動証拠金の預託等又は返還に係る求めに応じること。

ホ　信託勘定に属するものとして経理される非清算店頭デリバティブ取引について、信託財産ごとに、イからニまでに掲げる行為を行うこと。

二十一の六　非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分を除く。以下この号において同じ。）に係る当初証拠金（非清算店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額（以下この号において「潜在的損失等見積額」という。）に対応して預託等をする証拠金をいう。以下この号、第八項及び第九項において同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ　非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で次に掲げる事由が生じた場合に、当該相手方との間における非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額（あらかじめ金融庁長官に届け出た定量的計算モデルを用いる方法その他の金融庁長官が定める方法により算出されるものに限る。）並びに当該相手方から預託等がされている当初証拠金の時価（当初証拠金が第八項に規定する資産をもって充てられる場合には、第九項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下イにおいて同じ。）の合計額及び当該相手方に預託等をしている当初証拠金の時価の合計額を算出すること。

(1)　非清算店頭デリバティブ取引を行ったとき、非清算店頭デリバティブ取引が終了したとき

(2)　その他非清算店頭デリバティブ取引に係る権利関係に変更があった場合

(3)　最後に潜在的損失等見積額を算出した日から一月が経過した場合

(4)　相場の変動その他の理由により当該相手方に対して当初証拠金の預託等を求めることが必要と認められる場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）

ロ　イの規定により算出される額に基づき金融庁長官が定める方法により算出した額が、当初証拠金の預託等を求めることを要しない額として当事者があらかじめ定めた額（前号ロに規定する変動証拠金の預託等又は返還を求めることを要しない額として当事者があらかじめ定めた額と合計して七千万円以下の額に限る。）を上回るときは、直ちに、当該相手方に対して当該算出した額に相当する当初証拠金の預託等を求めること。